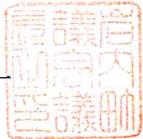


岩 議 号
平成 26 年 6 月 20 日

全国 B 型肝炎訴訟北海道弁護団代表
弁護士 佐 藤 哲 之 殿

岩内町議会議長 下 田 陽 一



陳情の審議結果について

平成 26 年 5 月 27 日付けをもって受理いたしました次の陳情は、平成 26 年 6 月 19 日の第 2 回定例会において、採択と決定いたしましたので通知します。

記

件 名 陳情第 16 号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める陳情
(参考として、意見案第 1 号の写しを添付します。)

意見案第1号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

平成26年 6月19日

岩内町議会議長

下田陽一 殿

提出者	岩内町議会議員	永井明
〃	〃	谷口雅史
〃	〃	志賀昇
〃	〃	大田勤
〃	〃	佐藤英行
〃	〃	金沢志津夫

提案理由

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求めるため、意見書を提出するものであります。

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっていきます。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難をきしています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところあります。他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給にかんする特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的な措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっています、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望いたします。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成26年6月19日

殿

北海道岩内郡岩内町議会

議長 下田陽一